令和　　年　　月　　日

秋田市上下水道事業管理者　様

**資料提供申込書**

|  |  |
| --- | --- |
| 商号又は名称 |  |
| 郵便番号・住所 | 〒 |
| 担当者名 |  |
| 所属・役職 |  |
| 電話 |  |
| 電子メール |  |

「仁井田浄水場等整備事業」（以下「本事業」という。）に関する、以下の参考資料（以下「本資料」という。）の提供を申込みます。

つきましては、下記の事項を遵守し、秘密を保持することを誓約いたします。

提供物：仁井田浄水場等整備事業　提供資料　電子データ

　　　　　 ＤＶＤ－Ｒ　１枚

申込資料：[ ] 　１回目提供資料（実施方針公表時資料）別添目録１参照

[ ] 　２回目提供資料（実施方針(変更版)公表時資料）別添目録２参照

[ ] 　３回目提供資料（今回分資料）別添目録３参照

過去に提供済みの資料を再度提供しますので、必要な資料にレ点を記入してください。

記

1. 当社は、本事業に参加する目的（以下「本目的」という。）のためにのみ本資料の提供を受けるものであり、本目的以外には利用しません。
2. 当社は、本目的を達するために必要な範囲および方法で、当社の弁護士、協力企業等（以下「第二次被開示者」）に対し、本資料の全部または一部を開示することができるものとします。
3. 当社は、自らの責任において、前項の定めにより本資料の全部または一部の開示を受けた者に対し、本書に定める事項を遵守させるものとし、これらの者がかかる事項に違反した場合には、当社が本書に違反したとみなされて責任を負うことを約束します。
4. 当社は、開示を受けた本資料を秘密として保持するものとし、前２項に定める場合のほか、第三者に対し開示しません。
5. 本資料のうち個人情報に該当するものについては、法令等により秋田市上下水道局および当社に認められる範囲内でのみ利用、保持し、かつ、法令等により秋田市上下水道局および当社に要求されるところに従い適切な管理を行うことを約束します。
6. 本書に基づき当社が負う秘密は、本事業終了後であっても存続するものとします。
7. 当社の本書に違反する行為により秘密が漏洩した場合、当社は、それにより生じた損害を賠償することを約束します。
8. 本資料は、本目的のために遂行する業務が終了した時点で、全て速やかに破棄することを約束します。また、この場合において、第二次被開示者に対し、本資料の全部または一部を開示していたときは、第二次被開示者をして、開示を受けた資料およびその写しを全て速やかに破棄することを約束します。
9. 当社および第二次被開示者は、前項の規定に基づき本資料を破棄したときは、秋田市上下水道局に対し、その旨報告します。
10. 提供されたＤＶＤ－Ｒからのコンピュータウイルスの混入等により、当社が被害を受けたとしても、秋田市上下水道局に対して一切の責任を問いません。

以上